

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 参照条文

目次

○ 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）（抄）	1
○ 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和四年政令第二百五十四号）（抄）	3
○ 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）	4
○ 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）	5
○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百一十号）（抄）	5
○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）（抄）	6

○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）（抄）  
第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入（歳入歳出外現金を含み、各省各庁の事務に係るものに限る。以下「歳入等」という。）の納付（納付の委託を含む。以下この条において同じ。）を行うために必要となる事項を定めることにより、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を可能とし、もって当該納付に係る関係者の利便性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「法令」とは、法律、法律に基づく命令及び最高裁判所規則をいう。  
2 この法律において「各省各庁」とは、裁判所、会計検査院、内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。

第三章 情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付

第四条 各省各庁は、歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、次条の規定により指定納付受託者（第八条第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下この章において同じ。）に当該歳入等の納付を委託して納付する方法により当該歳入等の納付を行わせることができ、この場合において、当該歳入等の納付に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているものについては、当該他の法令の規定は、適用しない。

第五条 各省各庁が前条前段に規定する方法により歳入等の納付を行わせる場合において、当該方法により歳入等を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する方法により、当該歳入等の納付を指定納付受託者に委託しなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により次に掲げる事項を指定納付受託者に通知する方法（当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁を通じて通知する方法を含む。）

イ 当該納付に係る歳入等を特定するものとして主務省令で定める事項

ロ 当該納付をしようとする者に付与された番号、記号その他の符号その他の指定納付受託者が当該歳入等の納付の委託を受けるために必要な事項であつて主務省令で定めるもの

ハ その他主務省令で定める事項

ニ 歳入等の納付に係る書面（前号イに掲げる事項及びバーコードその他の情報通信技術を利用するための符号が記載されたものに限る。）で主務省令で定めるものを指定納付受託者に提示する方法

第六条 指定納付受託者による歳入等の納付（指定納付受託者に提示する方法）

主務省令で定めるところにより、前条の規定により歳入等を納付しようとする者の委託（以下この条において「委託」という。）を受けたときは、

2 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁の長（当該各省各庁が裁判所である場合にあつては、最高裁判所長官。以下同じ。）の定める期間ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を当該各省各庁の長に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において前条の規定により委託を受けた件数及び歳入等の金額の合計額

二 前号に規定する期間において受けた委託に係る次に掲げる事項

イ 前条第一号イに掲げる事項

ロ 当該委託を受けた年月日

3 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず、日までに

4 当該委託を受けた歳入等を納付しなければならぬ。  
前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。ただし、当該歳入等に係る延滞金その他の歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用については、指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

第四章 指定納付受託者  
(指定納付受託者の指定等)

第八条 各省各庁の長は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて国に当該歳入等を納付する事務（第五項、次条及び第十一条第一項第三号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者を、その申請により、主務省令で定めるところにより、指定納付受託者として指定することができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、納付を委託することができる歳入等の種類その他主務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を各省各庁の長に届け出なければならない。

4 各省各庁の長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を公示しなければならない。  
5 指定納付受託者は、納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者に委託することができる。

（指定納付受託者の帳簿保存等の義務）

第九条 指定納付受託者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

（報告の徴収等）

第十条 各省各庁の長は、第六条から前条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、主務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。  
2 各省各庁の長は、第六条から前条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定納付受託者の指定の取消し）

第十一条 各省各庁の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、第八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第六条第二項又は前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
二 第八条第一項の規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。  
三 第八条第五項の政令で定める者以外の者に納付事務を委託したとき。  
四 第九条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。  
五 前条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 各省各庁の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(主務省令)

第十四条 この法律における主務省令は、歳入等の納付に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、納付については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、令和五年四月一日から施行する。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の十一第一項中「及び第三百三条の第二十七項」を削る。

第三十三条の二中第二十五項から第四十一項までを削り、第四十二項を第二十五項とし、第四十三項を第二十六項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第四十五項を同条第二十八項とする。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に前条の規定による改正前の電波法第百三条の第二十七項の規定による指定を受けている者に委託して納付することとしていたる電波利用料（電波法第百三条の二第四項に規定する電波利用料をいう。）の納付については、なお従前の例による。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第四条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第四十五項」を「第二十八項」に改める。

○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和四年政令第二百五十四号）（抄）

(指定納付受託者等の要件)

第一条 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 指定納付受託者として納付事務を行うことが歳入等の徴収の確保及び歳入等を納付しようとする者の便益の増進に寄与すると認められること。

二 納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして主務省令で定める基準を満たしていること。

2 法第八条第五項の政令で定める者は、同項の規定により委託を受けて行う納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者とする。

○電波法（昭和二十五年法律第三十一号）（抄）

（電波利用料の徴収等）

第三百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に  
（応当する日がない場合には、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日  
又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合において  
その期間がうる年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日  
までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額  
（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗  
じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

25 24（略）

電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合には、納付受託者（第二十七項に規定

する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

電波利用料を納付しようとする者が、納付受託者に納付しようとする電波利用料の額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日

に当該電波利用料の納付があつたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

電波利用料の納付に関する事務（以下この項及び第三十五項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる

認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの（次項から第三十七項までにおいて「納付受託

者」という。）は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を公示しな

ければならない。

納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない

い。

総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受

けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。

納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受

けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を総務大臣に報告しなければならない。

納付受託者が第三十一項の電波利用料を同項の総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の

例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。

総務大臣は、第三十一項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分による

処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十五項の規定による委託をした

者から徴収することができない。

納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない

らな

総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところに

より、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の

事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記

録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければな

らない。

4039 第三十七項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一 第二十七項に規定する指定の要件に該当しなくなったとき。

二 第三十二項又は第三十六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十五項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第三十七項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

4241 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

45 (略)

○電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)(抄)  
第十三条 法第百三条の二第二十七項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。  
一 納付受託者(法第百三条の二第二十七項に規定する納付受託者をいう。)として納付事務(同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。)を行うことが電波利用料の徴収の確保及び電波利用料の納付に係る便益の増進に寄与すると認められること。  
二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして総務省令で定める基準を満たしていること。  
(手数料の納付を要しない独立行政法人)

- 第十四条 法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。
- 一 独立行政法人国立青少年教育振興機構
- 二 国立研究開発法人国防科学技術研究所
- 三 独立行政法人国立文化財機構
- 四 独立行政法人畜産改良センター
- 五 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 六 国立研究開発法人製品評価技術基盤機構
- 七 国立研究開発法人土木研究所
- 八 国立研究開発法人建築研究所
- 九 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- 十 独立行政法人海技教育機構
- 十一 独立行政法人航空大学校
- 十二 独立行政法人自動車技術総合機構
- 十三 独立行政法人教職員支援機構
- 十四 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 十五 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)(抄)  
第三十三条 登録外国適合性評価機関(電波法第三章に定める技術基準に適合している旨の証明を行う者として同法第三十八条の二の二第一

項に掲げる事業の区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。以下この条において同じ。)が特定無線設備(同項に規定する特定無線設備をいい、当該登録を受けている区分に係るものに限る。次項において同じ。)について技術基準適合証明(同法第三十八条の二の

第二項に規定する技術基準適合証明をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該技術基準適合証明を登録証明機関（同法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関をいう。以下この条において同じ。）がした技術基準適合証明と、当該登録外国適合性評価機関による技術基準適合証明を受けた者を登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者とそれぞれみなして、同法第三十八条の七第一項、第三十八条の二十第一項、第三十八条の二十一第一項及び第二項、第三十八条の二十二第一項、第三十八条の二十三第一項並びに第三十八条の三十第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十八条の七第一項中「登録証明機関」とあるのは「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）第三十八条の三十第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」と、「付さなければならぬ」とあるのは「付すことができる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 登録外国適合性評価機関が特定無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について工事設計認証（電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該工事設計認証を登録証明機関がした工事設計認証と、当該登録外国適合性評価機関による工事設計認証を受けた者を登録証明機関による工事設計認証を受けた者とそれぞれみなして、同法第三十八条の二十五から第三十八条の二十七まで、第三十八条の二十八第一項、第三十八条の二十九（同法第三十八条の六第三項の準用に係る部分を除く。）並びに第三十八条の三十第二項及び第三十八項（第一号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十八条の二十八第一項第五号中「登録証明機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の二十一第一項、第三十八条の七第三項及び第四項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十第二項、第三十八条の四十四第三項、第七章、第九十二条の二並びに第三百条の二十三第三項、第三十八項及び第四十項から第二十八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）以下「相互承認実施法」という。）」第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八項において準用する場合」とあるのは「第三十八項の七第三項及び第四項並びに第三十八条の四十四第三項中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあり、相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」とあり、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）（抄）  
 第九條 法第三十四条の規定による電波法の適用に関する技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る電波法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第八十三條第二項並びに第百三條の二十一項、第二十四項及び第四十三項	前項	相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される前項
(略)	(略)	(略)
第百三條の二第四十二項	電波利用料	相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される第十三項の電波利用料
第百三條の二第四十三項	次項	同條の規定により読み替えて適用される次項
第百三條の二第四十四項	第四十二項	相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される第四十二項
第百三條の二第四十五項	第十七項から前項まで	相互承認実施法第三十四條の規定により読み替えて適用される第二十項から前項まで